

よくある質問とその考え方

検査ガイド: 電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド(平成25年7月8日付け20130708商局第4号)
 実施要領: 溶接安全管理審査実施要領(火力設備)(平成25年7月8日付け20130708商局第3号)

分類	質問	考え方	参照条文等
溶接事業者検査全般	平成21年4月から溶接事業者検査の対象が広がるのでしょうか？	溶接事業者検査の対象は変わりません。溶接事業者検査ガイド第2部4. を参照してください。	法第52条、規則第79条～81条ガイド第2部4.
溶接事業者検査全般	規則79条に規定される熱交換器には、冷却器は含まれるのでしょうか。	規則第79条第1号に定める火力発電所に係る機械又は器具のうち熱交換器には、冷却器は含まれないものとします。	規則第79条
技術基準	平成21年4月から技術基準が変わるのでしょうか？	技術基準は変わりません。溶接事業者検査ガイド第2部5. を参照してください。	法第39条、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、発電用火力設備の技術基準の解釈ガイド第2部5.
溶接事業者検査全般	平成21年4月から溶接事業者検査を自社で行わなければならないのでしょうか？	溶接事業者検査を必ずしも自社で行う必要はありません。一方で、「溶接事業者検査は設置者責任」であることから、溶接事業者検査を委託する場合は、適切に委託管理していくことが重要です。	ガイド第3部4.
溶接事業者検査全般	溶接事業者検査をここ最近行った記録がありません。どのような準備をしておけばよいのでしょうか？	事故等で突発的に溶接を行い、事業者検査をする必要がでてくることも考えられますので、溶接事業者検査ガイド等を参照して、溶接事業者検査体制を事前に検討してください。	
溶接事業者検査全般	溶接事業者検査の体制はどのように構築すればよいのでしょうか？	外注管理など溶接事業者検査を適切に実施するための体制を構築することが必要です。ガイド第3部等を参照してください。	ガイド第3部
溶接事業者検査全般	溶接事業者検査を委託する場合、どのようにすればよいのでしょうか？	電気事業法第52条は、設置者による溶接事業者検査を義務付けていることを踏まえ、溶接事業者検査を委託する場合は、委託先である協力事業者の管理を適切に行う必要があります。ガイド第3部4. 等を参照してください。	ガイド第3部4.
溶接事業者検査全般	溶接事業者検査を外部に委託しているのですが、委託先が業務の一部をさらに委託しています。	委託先がさらに委託している場合も、設置者として溶接事業者検査が適切に行われることを管理していく観点で、委託先が適切に委託できるような体制になっているかなどを確認してください。	ガイド第3部4. 3. 2
溶接事業者検査全般	「あらかじめの検査」はどのようにすればよいのでしょうか？	設置者が客観性を有する方法による試験によって自己確認をすることが必要です。ガイド第2部5. 等を参照してください。	ガイド第2部5.
溶接事業者検査全般	溶接事業者検査に関する質疑応答集がありますが、これに載っているものはそのまま使えるのでしょうか？	質疑応答集は廃止されています。現在、溶接事業者検査に関する法令要求等は、溶接事業者検査ガイドP9表2のとおりです。	審議会報告を踏まえ、平成19年8月の技術基準の解釈改正時に廃止。
安全管理審査全般	平成21年3月以前に溶接安全管理審査を申請して、審査が終わるのが平成21年5月なのですが、どの審査基準で受審することになりますか？	平成21年4月1日以前に安全管理審査を申請したものについては、旧の審査基準で審査を行います。	実施要領冒頭
安全管理審査全般	現在、組み合わせ有りのシステムを持っているのですが、協力事業者との組み合わせによらない組織への移行は、更新で受審できないのでしょうか？	組み合わせによるシステムと組み合わせによらないシステムでは体制が異なると考えられますので、更新では受審できません。一度組み合わせのシステムについて解消審査を行う必要があります。	ガイド第4部3. 3
安全管理審査全般	設置者ですが、今までの登録審査機関からの通知の内容は変わるのですか。	登録審査機関からは、審査機関が国又は監督部へ通知したものの写し(溶接安全管理審査実施要領(火力設備)様式3)が送付されます。国又は監督部からは評価結果を通知します。	実施要領9. 3
安全管理審査全般	実地審査は、文書審査が終わらないと行われませんか？突発的に行われた検査に対する審査など、急を要する場合、文書審査の終了を待って実地審査、となると非効率的です。	審査の通常の流れとして、文書審査→実地審査が考えられますが、必ずしも文書審査が終わらないと実地審査に入らないということではありません。	ガイド第4部2.
安全管理審査全般	2号組織になるにはどうすればよいのでしょうか？	マニュアルを定め、溶接事業者検査を継続的かつ適切に行うための仕組みを構築することが必要です。ガイド第3部等を参照してください。	ガイド第3部